

**死亡災害の発生を契機に建築物解体工事における  
安全対策の強化と安全総点検の実施を関係事業者  
団体に対して要請を行いました**

長岡労働基準監督署

長岡労働基準監督署においては、去る12月12日、長岡市内の木造家屋建築物解体工事で作業中の労働者が解体用つかみ機のアームが接触し、当該アームと建築物躯体との間に頭部を挟まれて死亡するという重大災害の発生を契機に、関係事業者団体に対して要請をしました。

要請内容は別添のとおりです。

長岡基署発 1222 第1号  
令和5年 12月 22日

関係団体代表者各位  
( 別紙要請先参照)

長岡労働基準監督署長  
(公印省略)

### 建築物解体工事における安全対策の強化と安全総点検の実施について(要請)

労働災害の防止については、従来から行政の最重点課題として各種の対策を推進してきたところでありますが、去る12月12日、長岡市内の木造家屋建築物解体工事において、解体用つかみ機のアームが接触し、当該アームと建築物躯体との間に頭部を挟まれて死亡するという重大災害が発生したことは、誠に遺憾に堪えないところであります(別添1参照)。

当署においては、現在、災害原因の究明と再発防止対策の樹立のため、調査を進めているところでありますが、本件災害以外にも建築物解体工事において、本年1月以降、高所からの墜落災害をはじめとする労働災害が相次いで発生している状況にあり、解体工事における労働災害が増加していることから、工事現場における安全確保が喫緊の課題となっております(別添2参照)。

その背景には、ベテランの労働者が一線を退く一方、建設関係労働者の人手不足が顕在化し、現場の安全管理水準の低下や安全管理体制の脆弱化が大きく関与していることがうかがえます(別添3参照)。

こうした状況を踏まえ、建設業における労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、建設事業者、関係業界団体、行政が一体となって、労働災害防止対策の推進を図ることが極めて重要です。

つきましては、貴団体会員事業場に対し、計画中及び現在施工中の建築物解体工事について、下記事項を重点とした対策を徹底いただくとともに、工事現場における安全総点検(別添4参照)を実施し、点検の結果、問題のあった事項については確実に改善いただくよう要請します。

また、労働災害防止団体においては年末年始無災害運動(別添5参照)を展開しています。無事故・無災害で新しい年を迎えられますよう「安全最優先」の考え方を基本に、あわただしい時期にこそ、安全対策の強化を重ねて要請します。

### 記

#### 1 作業に適した安全装備の徹底について

- (1) 解体作業に従事する労働者に対しては、長袖の作業着、保護帽、安全靴、丈夫な手袋を着用し、必要に応じて、墜落防止制止用器具(いわゆるハーネス型安全帯)、防じんマスク、保護眼鏡を着用すること。
- (2) 暗い場所で作業を行う場合、ヘッドライト等の照明、反射材を着用すること。

## 2 工事計画段階における安全の確保について

- (1) 元方事業者は、下請負契約では一括下請負の禁止、労務提供のみを行う事業者に仕事の一部を請け負わせないこととし、請負関係を一元的に把握、管理すること。
- (2) 解体の作業方法、安全な作業手順等を示した作業計画をあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知徹底を図り、作業計画に基づいて適切に作業を実施するよう作業間の連絡調整を実施すること。
- (3) 作業開始前、木造建築物解体作業指揮者を、当該安全教育を受講した十分な知識・経験を有する者から選任して作業の指揮命令系統を明確にするとともに、その者の指揮を受けて作業を実施すること。
- (4) 不安定な解体物上での作業を避けるための足場の設置、近隣への飛散防止のための養生シートの設置など解体作業に必要な仮設物の設置をあらかじめ計画すること。
- (5) 車両系建設機械を用いる場合、使用する機械の種類、能力に対応した有資格者の配置、接触防止のための立入区域の設定など作業計画を作成し、関係労働者へ周知徹底すること。
- (6) 事前に石綿含有建材の使用の有無等、事前調査を実施し、関係法規に基づいて国や自治体への届出等適切に実施すること。

## 3 工事施工中における安全の確保について

- (1) 解体途中の屋根上、がれき上など不安定な場所での作業は行わないこと。
- (2) 作業中の車両系建設機械の旋回範囲内は立入禁止措置を講じ、必要により誘導者・監視人を置くこと。
- (3) 車両系建設機械を無資格者が操作することがないように作業管理を徹底すること。
- (4) 腰痛防止のため、重量物を無理に運搬しないこと。
- (5) トラック等にごれきを積む際には、過積載とならないよう留意すること。
- (6) 作業の性質上、トラックの荷台に乗る場合には、保護帽の着用、昇降設備の使用、荷台からの墜落防止措置を講じること。

## 4 健康管理、労務管理について

- (1) 常時使用する労働者に対しては健康診断を実施すること。また、有所見者に対しては医師の意見聴取により就業上の措置等必要な措置を行うこと。
- (2) 労働者の雇用契約を結ぶ際、労働条件、手当、保険などの詳細を明確にし、労働者と企業間のトラブルを防ぐため、労働条件通知書を交付すること。

また、日雇い労働者であっても労働条件の通知が必要であることに留意すること。

なお、解体工事における日雇い派遣は、労働者派遣法により法律上禁止されており、建設業の特性上、作業の指揮系統があいまいになって労働災害の可能性が高まることから、絶対に行わないこと。

【担当】

長岡労働基準監督署

安全衛生課長 佐藤 満

電話 0258-33-8711

要請先 関係団体

- 1 長岡労働基準協会
- 2 柏崎労働基準協会
- 3 建設業労働災害防止協会新潟県支部 長岡分会
- 4 一般社団法人新潟県建設業協会長岡支部
- 5 建設業労働災害防止協会新潟県支部与板分会
- 6 一般社団法人新潟県建設業協会与板支部
- 7 建設業労働災害防止協会新潟県支部柏崎分会
- 8 一般社団法人新潟県建設業協会柏崎支部
- 9 柏崎建設業協同組合
- 10 林業木材製造業労働災害防止協会新潟県支部 長岡分会
- 11 林業木材製造業労働災害防止協会新潟県支部 栃尾分会
- 12 林業木材製造業労働災害防止協会新潟県支部 柏崎分会
- 13 長岡地区木造家屋建築工事等安全対策連絡協議会
- 14 柏崎地区木造家屋建築工事等安全対策連絡協議会
- 15 一般社団法人長岡市建設業協会
- 16 越路町商工会(建設業部会)
- 17 与板町商工会(建設業部会 / 三島郡建築組合)
- 18 栃尾商工会(建設業部会)
- 19 中之島商工会(建設業部会)
- 20 一般社団法人新潟県解体工事業協会
- 21 長岡構造物解体協同組合

## 死亡災害事例

- 1 発生日時 令和5年12月12日(火曜日)午後3時ごろ
- 2 発生場所 長岡市内
- 3 業種 解体工事業
- 4 現場労働者数 5人
- 5 元請・下請の別 下請
- 6 発注者 民間
- 7 被災状況 1名死亡
- 8 災害発生状況

**解体用つかみ機の例**

(厚生労働省HPパンフレットより出典)

木造二階建て家屋解体工事において、被災者は二階で解体したボード類をフレコンバックに詰め、搬出する準備を行っていたが、解体用つかみ機(以下、「重機」)の操作を運転者が開始したので、つり上げて地上に下すため、アーム先端のアタッチメントにつりひもをかけようとしていたところ、運転者が運転席から身を乗り出した際にアームが突然旋回してしまい、被災者はアームと建築物躯体の間に頭部を挟まれた。

本件災害の原因に関しては現在調査中である。

## 9 再発防止対策のポイント

- (1) 重機の運転・操作については、当該機械の種類、能力に対応した有資格者が行うよう作業管理を徹底する。
- (2) 重機のアーム等と接触することにより危険が生じるおそれのある箇所に労働者が立ち入る作業は、できる限り避け、やむを得ず行う場合は誘導者を配置する。
- (3) 重機のアタッチメントに、荷のつりひもをかけてつり上げる行為は、つりひもがアタッチメントから外れて荷が落下する危険が高いため禁止する。
- (4) 重機の不意の稼働を防止するため、次の事項を徹底する。

重機運転者が運転席で立ち上がって、作業場所の状況を確認する必要がある場合、安全誘導者を配置する。

やむを得ず、運転席で立ち上がる場合、セーフティレバーを引いて操作レバーの無効化を図る。

重機操作者は、裾やポケット等着衣の一部が操作レバーに引っ掛かることがないような服装で操作する。

# 解体工事における労働災害を防ぎましょう！

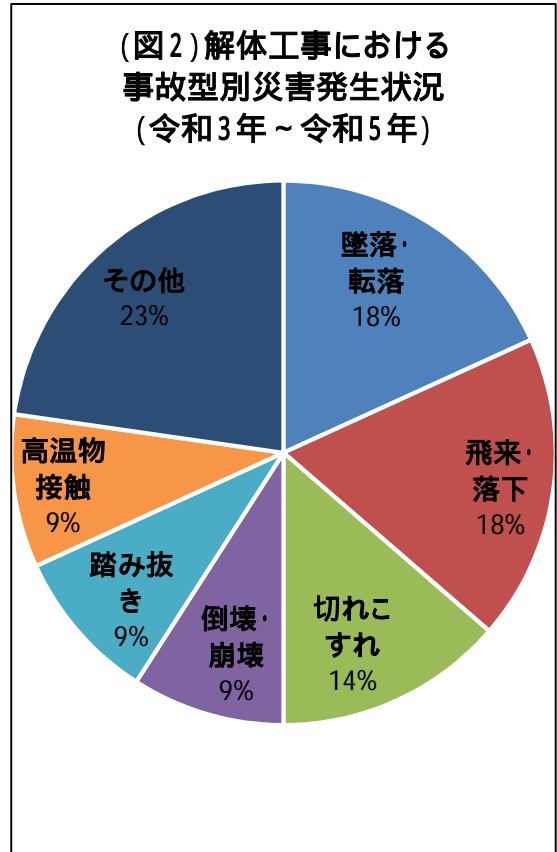
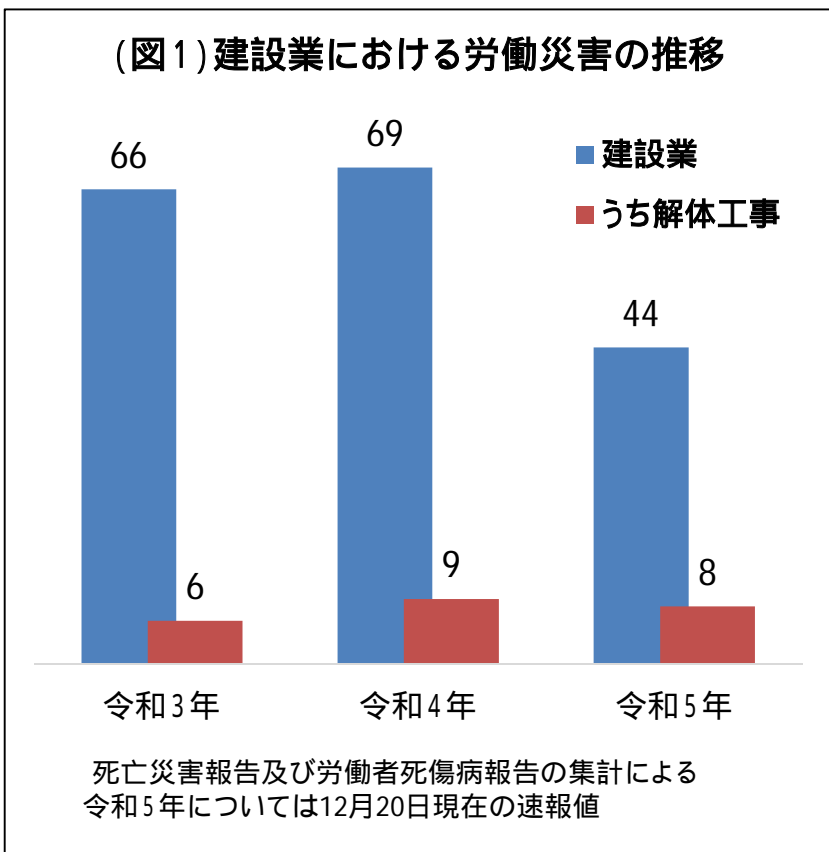
長岡監督署管内では、解体工事における労働災害（休業4日以上）が、令和5年に8件発生しており、このうち1件は建設機械に接触して死亡する災害が発生しています。

また、**作業者の高齢化**や**解体工法の機械化**が進む中で、ひとたび事故が発生すると、重大な災害につながるおそれがあります。

労働災害を減らすためには、**事業者**はもとより、**解体作業に従事する労働者**が作業に対する危険意識や安全意識を高める必要があります。

## < 令和5年に発生した主な災害事例 >

| 脚立から転落<br>(休業1か月)   | 脚立が転倒<br>(休業2か月)   | 屋根から転落<br>(休業2か月)   | 建設機械に接触<br>(死亡)   | チェーンソーで切傷<br>(休業2週間)  |
|---|--|---|---|---|
| <b>脚立</b> にあがって雨どいを取り外す際に足を踏み外して <b>転落</b> した<br>(男性/60歳) | 二階床板をチェーンソーで解体作業中、バランスを崩して <b>脚立</b> が転倒、地面に <b>転落</b> した。<br>(男性/44歳) | <b>屋根</b> に上がって廃材を片付けていた時、誤って地面に <b>転落</b> した<br>(男性/68歳) | 解体物を詰めたフレコンバックを <b>建設機械</b> で搬出する際、建設機械のアームに <b>接触</b> した<br>(男性/65歳) | 立木を <b>チェーンソー</b> で伐木中、チェーンソーで左足大腿部を <b>切創</b> した<br>(男性/65歳) |





## **解体作業における労働災害を防ぐために**

### **○現場管理体制**

- ・一括下請負を禁止する。
- ・労務提供のみを行う事業者の仕事の一部を請け負わせない。
- ・作業方法、安全な作業手順等、作業計画を作成する。
- ・作業間の連絡調整を実施する。
- ・作業指揮者を選任して作業の指揮命令系統を明確にする。

### **○車両系建設機械との接触防止対策**

- ・作業計画で建設機械の稼働範囲への立入区域を明示する。
- ・誘導者を配置する。
- ・一定の合図を定め、誘導者の合図で運行させる。
- ・有資格者による運転操作を徹底する。

### **○作業床の確保**

- ・解体途中の屋根の上やがれきの上など足場が不安定な場所にはあがらない。
- ・足場を設置して安全な作業床を確保する。
- ・足場の設置が困難な場合、親綱の設置、墜落制止用器具の使用を徹底する。

### **○ヘルメット着用等保護具使用の徹底**

- ・ヘルメットを必ず着用してあご紐をしっかりと絞める。
- ・高さが2メートル以上の場所では必ず墜落制止用器具（安全带）を使用する。

### **○脚立・はしごの適切な使用**

- ・脚立・はしごの使用は安定した場所で使用する。
- ・脚立は天板を使用しない。
- ・無理な動作を避ける。

### **○その他の対策**

- ・チェーンソー取扱作業特別教育修了者を配置する。
- ・下肢切創防止用保護具（チャップス）を着用する。
- ・労働者の雇用契約を結ぶ際、労働条件通知書を交付する。



## 災害事例から見える問題点(その1)

### 日頃の安全衛生活動の点検

#### ① 基本的な安全対策が欠如していないか？

- ・作業手順の欠如・誤り
- ・採るべき安全確保対策の漏れ

#### ② 安全対策が形骸化していないか？

- ・作業の効率性を優先した安全対策の不徹底

#### ③ 現場力は低下していないか？

- ・現場管理者の危険感受性の低下
- ・経験不足、技術の伝承不十分等

#### ④ 発注者、元請、協力会社が連携できているか？

- ・混在作業間の連絡調整不足
- ・発注時の打ち合わせ不足

## 災害事例から見える問題点(その2)

### 最近の建設業を取り巻く環境

#### ① 人手不足で未熟練の者に作業をさせていないか？

- ・若者や、第2の職場として就労した者への教育・研修の不徹底

#### ② コスト競争で安全経費を削減していないか？

- ・研修や安全衛生教育受講機会の減少

#### ③ 元方事業者の安全衛生管理能力が低下していないか？

- ・現場管理者の危険感受性の低下
- ・多忙による現場巡視回数の減少

#### ④ 関係請負人の安全衛生管理能力が低下していないか？

- ・作業のルール遵守の不徹底



## 解体作業における安全総点検チェックリスト

長岡労働基準監督署

| 番号                           | 点検項目   | 実施状況 |
|------------------------------|--|------|
| 1 作業に適した安全装備の徹底について          |  |      |
| (1)                          | 解体作業に従事する労働者に対しては、長袖の作業着、保護帽、安全靴、丈夫な手袋を着用させていますか。  |      |
| (2)                          | 墜落防止制止用器具(いわゆるハーネス型安全带)、防じんマスク、保護眼鏡を着用させていますか。   |      |
| (3)                          | 暗い場所で作業を行う場合、ヘッドライト等照明の準備や反射材を着用させていますか。   |      |
| 2 工事計画段階における安全の確保について        |  |      |
| (1)                          | 元方事業者は、下請負契約では一括下請負の禁止、労務提供のみを行う事業者に仕事の一部を請け負わせないこととし、請負関係を一元的に把握、管理していますか。                  |      |
| (2)                          | 解体の作業方法、安全な作業手順等を示した作業計画をあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知徹底を図り、作業計画に基づいて適切に作業を実施するよう作業間の連絡調整を実施していますか。   |      |
| (3)                          | 作業開始前、木造建築物解体作業指揮者を、当該安全教育を受講した十分な知識・経験を有する者から選任して作業の指揮命令系統を明確にするとともに、その者の指揮を受けて作業を実施していますか。 |      |
| (4)                          | 不安定な解体物上での作業を避けるための足場の設置、近隣への飛散防止のための養生シートの設置など解体作業に必要な仮設物の設置をあらかじめ計画していますか。                 |      |
| (5)                          | 車両系建設機械を用いる場合、使用する機械の種類、能力に対応した有資格者の配置、接触防止のための立入区域の設定など作業計画を作成し、関係労働者へ周知徹底しましたか。            |      |
| (6)                          | 事前に石綿含有建材の使用の有無等、事前調査を実施し、関係法規に基づいて国や自治体への届出等適切に実施していますか。                                    |      |
| 3 工事施工中における安全の確保について         |  |      |
| (1)                          | 解体途中の屋根上、がれき上など不安定な場所での作業を実施していませんか。   |      |
| (2)                          | 作業中の車両系建設機械の旋回範囲内は立入禁止措置を講じ、必要により誘導者・監視人を置いていますか。  |      |
| (3)                          | 車両系建設機械を無資格者が操作しないよう管理をしていますか。   |      |
| (4)                          | 腰痛防止のため、重量物を無理な運搬はしていませんか。   |      |
| (5)                          | トラック等ががれきを積む際、過積載とならないよう注意していますか。  |      |
| (6)                          | 作業の性質上、トラックの荷台に乗る場合、保護帽の着用、昇降設備の使用、荷台からの墜落防止措置を講じていますか。                                      |      |
| 4 健康管理、労務管理について              |  |      |
| (1)                          | 常時使用する労働者に対しては健康診断を実施していますか。   |      |
| (2)                          | 健康診断の結果、有所見者に対して、医師の意見聴取により就業上の措置等必要な措置を行っていますか。   |      |
| (3)                          | 労働者の雇用契約を結ぶ際、労働条件通知書を交付していますか。   |      |
| 点検日 令和 年 月 日 / 点検者 (所属) (氏名) |  |      |

令和5年度

## 建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領

スロ－ガン 無事故の歳末 明るい正月

- 本期間：令和5年12月1日～令和6年1月15日
- 主 唱：建設業労働災害防止協会
- 後 援：厚生労働省、国土交通省

## 会長メッセージ

令和5年度の建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

当協会では、年末年始の労働災害の防止を目的に、本年度も12月1日から1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱意と日々の自主的な労働災害防止活動により、その発生件数は長期的に減少傾向にあります。10月の速報値では、建設業における死亡者数は152人で前年より40人減、休業4日以上死傷者数は9,543人で前年より17人増となっております。また、建設業の労働災害で最も多い墜落・転落災害の死亡者数は56人と前年より19人減となっているものの、依然として死亡災害の約37%を占めています。

建設業では、全国各地で発生している台風や豪雨などの自然災害からの復旧・復興工事や、国土強靱化を実現するためのインフラ整備等の工事を進めています。これから迎える年末年始は、2024年4月から実施される時間外労働の上限規制への対応を含めた働き方改革の推進、慢性的な技能労働者不足などの影響もあり、労働災害の発生リスクの高まりが懸念されます。

このような状況を踏まえ、今一度、自社の労働災害防止活動の取り組みの再確認をお願いするとともに、その一環として、本年策定した第9次建設業労働災害防止計画の重点事項を踏まえ、店社及び現場でのリスクアセスメントの確実な実施とその結果に基づくリスク低減措置の実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」（ニューコスモス及びコンパクトコスモス）の積極的な導入・運用を図るとともに、建災防方式「健康KYと無記名ストレスチェック」の実施及び建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した労働災害防止対策の推進などについても併せて取り組みを進めていただきたいと思います。

会員各位をはじめ関係者が一丸となって本実施要領に示された事項に取り組んでいただき、「無事故の歳末 明るい正月」のスロ－ガンの下、無事故・無災害で新しい年を迎えられますよう、心より祈念申し上げます。

令和5年11月

建設業労働災害防止協会  
会長 今井雅則No.1 なえなの  
コードNo. 760301



# 令和5年度 年末年始無災害運動実施要領

## 1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度53回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

本年8月末までの労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)において、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で2.4%増加しており、業種別では製造業で1.9%、第三次産業で4.6%増となっている。事故の型別では「転倒」が2.6%、「動作の反動・無理な動作」で7.1%の増加が見られる。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中で大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

## 2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月15日までとする。

## 3 運動標語

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

## 4 主唱者

中央労働災害防止協会

## 5 後援

厚生労働省

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じた広報
- 2 報道機関等を通じた周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

## 8 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- 2 安全衛生パトロールの実施
- 3 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- 4 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- 5 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- 6 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- 1 K Y (危険予知) 活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- 2 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- 3 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- 4 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- 5 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- 6 交通労働災害防止対策の推進
- 7 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 8 健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- 9 感染症拡大防止対策の徹底
- 10 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- 11 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- 12 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

主唱：中央労働災害防止協会

後援：厚生労働省

# 年末年始 無災害 運動

令和5年度  
年末年始無災害運動標語

健康と安全で  
幸せつなぐ年末年始

2023  
12/1

2024  
1/15

賛助会員募集中

特典

- 研修会が会員価格に
- 安全週間時などにポスター等をお届け
- 定期刊行物の配布
- 会員専用サイトによる安全衛生情報の発信

全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work, Safe Life~

**JISHA 中災防**

中央労働災害防止協会 (中災防)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

【TEL】 03-3452-6449 【E-mail】 koho@jisha.or.jp

お問い合わせは総務部 広報課まで





# 年末年始の災害防止を徹底しよう！

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

## 非定常作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

### 事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

### 作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ（ロックアウト）。

2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。

3 動力を遮断し（電源を切り）、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。

4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

**作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告**

**合図は大きな声でハッキリと決められた方法で**

### 作業が終了したら…

- 無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
- ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

## 脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。  
保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちは危険！
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

## 感染症予防対策の徹底

感染症拡大防止のための3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けながら、効率的に作業を進めることが大切です。



## 転倒に注意！

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



### チェックしてみよう！例えば…

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー（標識）を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

## 冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

### ■出発前の準備

- 目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
- タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

### ■「急」のつく運転を避ける

- 急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持って！

### ■凍結しやすい場所に注意

- 橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。



## 「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



ご購入はコチラ ▶

<https://www.jisha.or.jp/order/index.php>  
TEL 03-3452-6401 (出版事業部 受注専用)